

災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定

株式会社 フクユ

宝塚市

災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書

宝塚市(以下「甲」という。)と株式会社フクユ(以下「乙」という。)との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宝塚市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に規定する災害等が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲から乙に対して支援協力の要請に関し、その手続きを定めることにより、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 応急対策を行うためにタクシー車両の借り上げによる輸送業務

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力をを行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(要請の方法)

第4条 第2条の協力要請は、原則として、文書(第2条(1)及び(2)を様式第1号、第2条(3)を様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書(第2条(1)及び(2)を様式第3号、第2条(3)を様式第4号)に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上決定する。

(経費の支払い)

第6条 輸送業務協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払

うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第7条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第5号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、毎年4月に緊急時の連絡体制を再確認し、「連絡責任者届（様式第5号）」を相互に交換するものとする。

(期間及び改廃)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月21日

甲：兵庫県宝塚市東洋町1番1号

乙：兵庫県伊丹市池尻7丁目181番地

宝塚市

株式会社フクユ

宝塚市長

代表取締役社長

山崎 靖惠

松下 誠吾